松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市内の介護サービス事業所における介護職員の安定的な確保を図るため、新たに外国人介護人材を雇用する介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において、松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成１８年松浦市規則第３５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 介護サービス事業　次のアからカまでのいずれかに該当する事業をいう。

　　ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第１項

に規定する居宅サービスを行う事業

　　イ　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第８条第２４項に規定する居宅介護支援を行う事業

　　エ　法第８条第２５項に規定する介護保険施設において行う事業

　　オ　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービスを行う事業

　　カ　法第８条の２第１２項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護サービス事業者　前号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を市内に有

する法人をいう。

(3) 外国人介護人材　次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　ＥＰＡ介護福祉士候補者　「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「平成２４年４月１８日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」

に基づき入国する外国人介護福祉士候補者をいう。

イ　技能実習生　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第８条第１項の規定により、技能実習の実施に関する計画の認定を受け、来日した技能実習を受ける者をいう。

ウ　特定技能外国人　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「入管法」という。）別表第１の２の表に掲げる特定技能の資格をもって在留する者をいう。

(4) 国際厚生事業団　公益社団法人国際厚生事業団（ＪＩＣＷＥＬＳ）をいう。

(5) 受入れ調整機関　技能実習法第２条第１０項に規定する監理団体及び入管法第

１９条の２７第１項に規定する登録支援機関をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、介護サービス事業者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護

サービス事業者が外国人介護人材の雇用において負担する費用のうち、次の各号に

掲げる費用であって、就労するまでに生じる経費とする。ただし、外国人介護人材

が、介護サービス事業者に直接雇用され、市内の介護サービス事業所で継続して１

年以上介護業務に勤務した場合に限る。

(1) ＥＰＡ介護福祉士候補者の就労に要した費用のうち、国際厚生事業団又は日本

語研修機関に対し支払うもの（国際厚生事業団を通し、海外の送り出し調整機関

等に支払う費用を含む。）で次の各号に掲げるもの

　ア　求人申込手数料

　イ　現地合同説明会参加に係る一部負担金

　ウ　あっせん手数料

　エ　滞在管理費（対象人材の入国初年度に係るものに限る。）

　オ　送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支

払い金

　　カ　介護導入研修に係る費用

　　キ　日本語研修の一部負担金

　　ク　その他前各号に掲げる費用として市長が認める費用

(2) 技能実習生及び特定技能外国人の就労に要した費用のうち、受入れ調整機関等

に対し支払うもので次の各号に掲げるもの

ア　職業紹介費（受入れ調整機関を通し、送り出し調整機関等に支払う費用を含

む。）

　　イ　入国に係る渡航費

　　ウ　入国前講習に係る費用

　　エ　在留資格申請書類作成に係る諸費用

　　オ　技能実習計画認定申請手数料

　カ　入国後講習に係る費用

　キ　講習手当

　ク　入国後送迎費

　ケ　健康診断に係る費用

　コ　保険料

　サ　その他前各号に掲げる費用として市長が認める費用

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、外国人介護人材の雇用1人につき補助対象経費の３分の２以内の額で、５０万円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

２　補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合にあっては、補助対象外と

する。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外国人介

護人材が就労を開始後１年が経過した日から当該年度の３月３１日までに、松浦市

外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書（様式第２号）

(2) 雇用契約書の写し

(3) 在留カード（両面）の写し

　(4) 費用を負担したことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請を受理した場合には、当該申請の内容を審査し、

補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第７条の規定に基づき、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第８条　申請者は、前条に規定する交付決定通知を受けたときは、速やかに松浦市外

国人介護人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなけれ

ばならない。

（補助金の返還等）

第９条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助

金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることが

できる。

(1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（交付手続の特例）

第１０条　規則第２１条の規定により、規則第１３条に基づく実績報告の手続き及び

規則第１４条の規定による確定通知は、省略するものとする。

（補則）

第１１条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長

が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、効力を失う。ただし、この告示の失効

前に交付した補助金に係る第９条の規定は、なお効力を有する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

　　松浦市長　　　　　様

住　所

申請者　　　法人名

代表者職氏名

　年度松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書

　　年度松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金の交付を受けたいので、松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１．補助金交付申請額　　　　　　　　　　　円

２．新たに雇用した外国人介護人材

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別（該当するものにチェック） | 氏　名 | 申請額 |
| １ | □ＥＰＡ　□技能実習　□特定技能 |  | 　　　　　　円 |
| ２ | □ＥＰＡ　□技能実習　□特定技能 |  | 　　　　　　円 |
| ３ | □ＥＰＡ　□技能実習　□特定技能 |  | 　　　　　　円 |
| ４ | □ＥＰＡ　□技能実習　□特定技能 |  | 　　　　　　円 |
| ５ | □ＥＰＡ　□技能実習　□特定技能 |  | 　　　　　　円 |

　　※ＥＰＡはＥＰＡ介護福祉士候補者、技能実習は技能実習生、特定技能は特定技

能外国人

３．関係書類（外国人介護人材それぞれに添付）

　（１）支出済額内訳書（別紙）

　（２）雇用証明書（様式第２号）

　（３）雇用契約書の写し

　（４）在留カード（両面）の写し

（５）費用を負担したことを証する書類

（６）その他市長が必要と認める書類

（別紙）

支出済額内訳書

受入事業所名

　　　　　　外国人介護人材氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 補助対象経費支出額 |
|  |  |
| 合　計 |  |

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

　　松浦市長　　　　　様

住　所

申請者　　　法人名

代表者職氏名

　松浦市外国人介護人材確保支援事業　雇用証明書

下記の者については、　　　　年　　　月　　　日現在、当法人において介護職員として雇用していることを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　 別 | □ＥＰＡ介護福祉士候補者 □技能実習生 □特定技能外国人 |
| 住所 |  |
| 氏名（フリガナ） |  |
| 生年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 勤　務事業所 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 主な業務内容 |  |
| 雇用契約年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 雇用開始日 | 　　　年　　月　　日 |
| その他 |  |

備考　押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、

押印を省略することができる。

様式第３号（第８条関係）

年度松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金交付請求書

金　　　　　　　　　円

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付の決定の通知があった

　　　　　年度松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第８条の規定により請求します。

年　　月　　日

　松浦市長　　　　　　　様

住　所

申請者　　　法人名

代表者職氏名

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |